

政策思想問題等ニ數萬圓ノ財ヲ投ジテ平ルベシナル、  
總テ問題ヲ樓義スルニハ理由ヲ鮮明ニシテ理由ヲ重クスル  
コト、團體權ヲ獲得スルコトが必由ニ示アル

(十四) 此問題ヲドウ言フ風ニ纏メルカ議事進行上、第  
十ヲ切り離シテ採決サレタイ

第十ニテ決議文トシテ当局ニ迫ル事トシ議論ニ委ネテ又  
ラシイカラ採決ニ入りタイ

(七) 議決文ハ完全無缺デハナイカラ是ラタイトコロハ足  
シテ出シテ世貫セタイ

(十七) 委員ヲ設ケテ調査シテ明日迄ニ決議文ヲ作ル  
事ニシタイカ如何

(十四) 番外十二番説ニ賛成テアル、決議文ヲ完全ニスル  
處理サレタイ

爲ニ起草委員ヲ作り明日迄ニ持ツテ来ル事ニシタイ

(七) 起草委員何名ト動議ニ敷衍サレタイ

(十七) 中央委員ニ於テ適當ニ指名サレタイ

(番外三) 只今御要求ガアリマシタガ若シ動議が成立シマシ  
タラバ中央委員ニ於テ指名シタイト思ヒマス

(十七) 尤モテアルト思ッテ賛成テアル、只今ノ形式ニヨリテ  
處理サレタイ

採決

第十ニ議案ニ対シテ決議文ノ起草委員ハ中央委員  
ニ於テ指名スルソシテ明日迄ニ持ッテ来ル

異議ナシ 可決ニ至リ

起草委員指名